

令和8年度 仙台まちづくり若者ラボ企画・運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の名称

令和8年度 仙台まちづくり若者ラボ企画・運営業務委託

2 事業目的

本市では、令和2年度より若者自らが「自分ごと」として関われるまちづくりに関するテーマを設定してワークショップとフィールドワークを重ね、その成果を発信する実践的プログラムである「仙台まちづくり若者ラボ」を実施してきた。本事業を通じて、若者のアイデアを地域の課題解決や活性化に生かすとともに、主体的に動く若者や将来のまちづくりの担い手の発掘・育成を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

別紙「令和8年度仙台まちづくり若者ラボ企画・運営業務委託仕様書 案」のとおり

5 提案上限額

3,196,000 円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

6 募集スケジュール

令和8年2月19日（木）	公募開始
令和8年2月25日（水）15時	質問票の提出期限
令和8年3月4日（水）17時	参加表明書の提出期限
令和8年3月13日（金）17時	企画提案書の提出期限
令和8年3月19日（木）午前（予定）	プレゼンテーション審査
令和8年3月24日（火）（予定）	結果通知
令和8年4月上旬～中旬	外部委託審査会（第1回または第2回）
令和8年4月中旬～下旬	契約締結・事業開始

7 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- （1）委託業務を的確に遂行できる能力を有するものであること。
- （2）事業実施にあたり、必要な人員体制が整っていることまたは人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- （3）仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当するものでないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人でないこと。
- (6) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人でないこと。
- (9) 共同企業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
 - ・全ての構成員が、上記（1）から（8）に掲げる条件を満たしていること。
 - ・構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
 - ・構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - ・本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
 - ・業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - ・本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。

8 契約条件

- (1) 契約形態
業務委託契約
- (2) 契約期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。
- (3) 委託料の支払条件
業務完了検査後、完了払いとする。ただし、受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、分割して委託料の請求ができるものとする。
- (4) 契約に係る留意事項
 - ① 受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成のうえ、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。なお、委託料は、提案事業の遂行に必要な経費とし、業務内容からその妥当性が認められる範囲内とする。
 - ② 提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。
 - ③ 契約前には、本市が本件契約書及び仕様書に規定する個人情報保護の基準に基づいた調査を行い、本市個人情報保護の基準に該当し、その対策が適切かつ十分に取れていることを外部委託審査会で審査し、承認された事業者を委託先として正式決定し、契約を行う。
セキュリティの確保については、本市の「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」を参考にすること。
※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は下記アドレスを参照のこと。
<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>
※「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」は、

下記アドレスを参照のこと。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

9 応募にあたっての質問及び回答

- (1) 受付期間 令和8年2月25日(水)15時まで
- (2) 受付方法 質問事項等を質問票(様式第1号)に記入の上、電子メールで提出する。
なお、電子メールのタイトルには「令和8年度仙台まちづくり若者ラボ企画・運営業務に関する質問(事業者名)」と記載すること。
- (3) 回 答 全回答は質問の内容を含め、2月27日(金)までに、全ての参加予定者に対し質問票に記載されたメールアドレスあてに回答する。また、全質問とその回答を仙台市ホームページに掲載する。

10 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和8年3月4日(水)17時まで
- (2) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式第2号)
 - ② 事業者概要説明書(様式第3号)
 - ③ 役員名簿(様式第4号)
※仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は提出不要とする。
 - ④ 応募資格基準を満たす旨の誓約書(様式第5号)
 - ⑤ 市税の滞納がないことの証明書
※仙台市外に本社または本店が属する場合は、本社または本店の属する市区町村が課する地方税の滞納がないことの証明も可とする
 - ⑥ 共同企業体結成に係る届出書(様式第6号)及び協定書
※様式第6号及び協定書は共同事業体で参加する場合のみ提出
 - ⑦ 法人税、消費税など国税の納税証明書(その3 未納税額のない証明用)
 - ⑧ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)の写し等
※仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は提出不要とする。
- (3) 提出方法
電子データを電子メールで提出すること。
なお、電子メールのタイトルには「令和8年度仙台まちづくり若者ラボ企画・運営業務委託に関する参加表明書(事業者名)」と記載すること。

11 企画提案書の提出

前項の参加表明を行ったものは、下記により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年3月13日(金)17時まで
- (2) 提出方法
紙・電子データ両方を提出すること。

紙：持参（平日に限る。）もしくは郵送（必着）

電子データ：電子メールで提出。なお、電子メールのタイトルには「令和8年度仙台まちづくり若者ラボ企画・運営業務委託に関する企画提案書（事業者名）」と記載すること。

（3）提出書類

① 企画提案書 8部

様式は任意とするが（4）に掲げる構成に従い、A4判横、片面印刷、表紙を除き15ページ以内、文字のサイズは11ポイント以上とし、必要に応じて図・フロー図などを用いるなどして、わかりやすく記載すること。

② 経費見積書 8部

業務内容別に区分し、さらに実施する取り組みごとに金額を記載すること。

（4）企画提案書の構成について

以下の①～⑤に示す構成とすること。

① 表紙

② 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理について記載すること

③ 実施体制及び過去の実績

i) 実施体制

人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制について記載すること。

ii) 過去の実績

本事業に類似する若者を対象とした事業等の実績の有無について記載すること。

④ 全体計画

以下の点に留意の上、事業の全体計画について記載すること。

i) 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

ii) 業務実施のスケジュール

iii) ワークショップや報告会等の実施プログラム

iv) 伴走支援の方策

v) 参加者募集及び事業全体の広報計画

vi) その他、業務の実施に関して必要な事項

⑤ 独自提案

事業目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは積極的に提案してください。

（5）提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

① 上記7に示す応募資格要件を満たさない者または受託候補者を特定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

② 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案

③ 上記5に示す提案上限額を超える提案

④ その他企画提案に関する条件に違反した提案

（6）その他

① 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。

② 提出書類等は返却しない。

③ 受託候補者に特定されなかった提案者の企画提案書及び見積価格提案書は返却せず、本

市の責任において処分する。その他提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台条例第80号）の対象文書となる。

- ④ 提出書類提出後の差替え及び再提出は不可とする。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本市から求める場合がある。
- ⑤ 提出書類は、受託候補者を特定する用途以外には提案者に無断で使用しないものとする。

1 2 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1-23 二日町第四仮庁舎（アーバンネット勾当台ビル）2階
仙台市市民局市民協働推進課連携推進係 担当：今野 澄香
TEL：022-214-8002
電子メール：sim004100@city.sendai.jp

1 3 受託候補者の特定について

以下により受託候補者を1者特定する。

（1）審査方法

提案書等の提出書類をもとに以下の審査基準による書類審査及び対面によるプレゼンテーション審査を行い、提案内容を総合的に審査する。なお、プレゼンテーション審査に参加出来る人数は、1者あたり3名までとする。また、PCやプロジェクター等は使用不可とする。

（2）プレゼンテーション審査日時

令和8年3月19日（木）午前（予定）

プレゼンテーションの日時等は決定次第電子メールで通知する。

(3) 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

	評価項目	評価のポイント	配点	
1	事業目的との合致	本事業の目的を十分に踏まえた提案がなされているか。	15	15
2	提案事業の実施体制及び実績	本事業を実施するための十分な実施体制及び人員配置、本事業と類似する過去の実績が具体的に示されているか。	10	15
		提案事業者の所在（※別表により得点）	5	
3	提案内容	若者の興味・関心を引き、若者が主体的に取り組むプログラムになっているか。	15	40
		十分に若者を伴走支援する方策が取れているか。	15	
		具体的かつ実現性のある業務スケジュールが提示されているか。	10	
4	独自提案	内容が具体的かつ効果的か。	10	10
5	事業実施の確実性	提案内容が具体的かつ実現可能性があるか。	10	10
6	見積額の妥当性及び経済性	提案内容と見積書の整合性が取れており、合理的かつ妥当な積算となっているか。	10	10

※別表

評価項目	配点
提案事業者の本社が仙台市内に所在している ※共同企業体の場合は、構成法人のうち少なくとも1社の本社が仙台市内に所在している	5
それ以外	0

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対してメールで通知する。次点者にはその旨を通知する。

(5) 次点者の取り扱い

受託候補者特定後、受託候補者の都合により辞退があった場合、次点の者を繰り上げて受託候補者とする。

1.4 その他

- (1) 本業務は、令和8年度予算に係る業務であることから、成立した予算の内容に応じて、業務内容等の変更や予算額の減額の可能性がある。